

無罪判決事例報告

—覚せい剤自己使用罪において故意が否定された事案—

刑事弁護委員会委員 吉田 律恵 (61期)

1 事案の概要

本件は、被告人が路上で職務質問を受け、任意に提出した尿から覚せい剤が検出されたことにより、覚せい剤を使用したとされ起訴された覚せい剤取締法違反被告事件である。

私は、第二東京弁護士会会員の井堀哲弁護士とともに、捜査段階からこの事件の弁護人として活動したので、以下のとおり報告する。

2 本件の争点

被告人は、捜査段階から一貫して、「何故自分の尿から覚せい剤が検出されたのか分からない。」と述べており、被告人が覚せい剤を故意に身体に摂取したか否かが本件の争点であった。

3 逮捕に至る経緯と被疑者弁護段階

(1) 逮捕に至る経緯

本件では、被告人と共に職務質問を受けた妻が、任意に提出した尿の簡易鑑定の結果、覚せい剤陽性反応が出たとして、先に緊急逮捕されていた。

しかし、被告人については、簡易鑑定の結果は偽陽性であったので、本鑑定にて陽性反応が出た後、逮捕された。

(2) 被疑者弁護段階

逮捕直後、被告人から、覚せい剤の使用の故意を否認していること、尿の本鑑定で陽性反応が出ていること、腕にある注射痕様の痕について聞かれていることなどを確認した。

この時点で、捜査官は覚せい剤摂取の故意を認める調書を作成しようとするのが予想できた。

したがって、捜査段階では、被疑者ノートを差し入れ捜査状況の把握に努めるとともに、身上調書と故意を否認する調書への署名捺印に留め、それ以外には署名捺印させないという弁護方針を立てた。

当初、被告人はこの対応に不利益があるのではないかと感じていたが、事実と異なる調書が作成された場合の不利益を繰り返し説明し、調書への署名捺印を上記の程度に留めることができた。

4 弁護側のストーリー

妻の被告人質問の傍聴、事情聴取を経て、『夫婦でホテルに滞在中、夜間、外出して覚せい剤を購入し使用した妻が、使用した覚せい剤の残りをホテルに持ち帰り、後で飲むつもりで、缶入り飲料に混入したところ、寝入ってしまい、起きた時には覚せい剤入りの飲料が、被告人により飲み干されていた』という経緯が明らかになったため、これを弁護側のストーリーとして主張した。

5 公判

公判の流れは以下のとおりであった。

◎第一回公判 冒頭手続、冒頭陳述、検察官証拠調べ請求、弁護人証拠意見

検察官が取調べを請求した甲号証については、尿の任意提出書、領置調書、鑑定書以外は全部不同意とした。

検察官は、被告人の尿中から覚せい剤が検出された場合、特段の事情がない限り、覚せい剤摂取の故意を推認できると前置き、職務質問・任意採尿の状況を立証趣旨として立ち会った警察官の尋問を請求

した。

◎打ち合わせ期日（2回）

弁護人は、職務質問、任意採尿の違法性については争うものではなかったために、警察官の立証趣旨について求釈明を行った。その結果、検察官は、職務質問・任意の採尿の際の被告人の挙動（警察に見られて手が震えていた、右腕に注射痕があった、採尿容器を便器に落とした等）により、覚せい剤摂取の故意を立証しようとしていると整理され、採用された。また、その他の証人尋問の日程調整が行われた。

◎第二回公判 証人尋問（警察官二人）

反対尋問で、職務質問の際の視認状況が悪かったこと、注射痕と判断する専門的知識を有していないこと、採尿器を便器に落としたところは目撃していないこと等が明らかとなった。その後、裁定合議事件となった。

◎第三回公判 証人尋問（妻）

◎第四回公判 被告人質問

◎第五回公判 弁護人による証拠請求（医師および妻の弁護人）

被告人の妻の証言の信用性判断に必要として採用を求めた。期日間に証拠意見のやり取りが続いた後、妻の弁護人のみが証人として採用された。

◎第六回公判 証人尋問（妻の弁護人）

◎第七回公判 検察官・弁護人証拠請求（鑑定人二人）

本来、論告・弁論の期日として指定されていたが、裁判所から、妻の供述の信用性判断のため、被告人および妻の尿中の覚せい剤濃度について明らかにしたいとの連絡があり、鑑定人を証拠調べ請求することになった。

◎第八回公判 証人尋問（鑑定人二人）

検察官の証言予定内容記載書から、現在、流通している覚せい剤の錠剤には、他の違法薬物も含有されていることが多く、被告人の尿中から覚せい剤のみが検出されたのは不自然であること、つまり、被

告人は覚せい剤の錠剤を摂取したのではなく、液体または結晶状の覚せい剤を摂取したという事実を立証しようとしていることが読み取れたため、近年も覚せい剤のみを含む錠剤が流通していることを証明する書証を提出した。

◎第九回公判 論告・弁論

6 判決

裁判所は、被告人の尿中から覚せい剤成分が検出された場合、特段の事情がない限り、覚せい剤摂取の故意を推認できるとした上で、本件では、弁護側のストーリーを認め、推認を妨げる特段の事情があり被告人を有罪と認めることに合理的な疑いが残るとして無罪を言い渡し、その後、確定した。

判決言渡しの最中、被告人は裁判官を見つめ、被告人の妻は、傍聴席で嗚咽をあげていた。

7 感想

今回、弁護人としては、大学院や弁護士会の研修などで学んだ刑事弁護の基本を一つずつ実践しただけであり、特別な弁護活動をしたという実感はない。

成果を得ることができたのは、裁判所が、真摯に客観的事実に基づいた判断をしたためであると感じている。

今回の事件を通じて、否認事件においては調書を作成させないことの有効性を再認識したため、今後も無用な調書が作成されないように働き続けるなど、刑事弁護の基礎を忘れずに地道に刑事弁護活動に励みたい。

なお、余談であるが、判決当日、修習生が『どうなるか楽しみだね』と言いながら法廷に入ってきた。それを聞いて、『もしかして、修習生の中で意見が分かれたのかな？ ひょっとして無罪？』と考えながら、判決の言渡しを聞き驚いた。この前振りがなければ、もっと純粋に驚くことができたのではないかと、ちょっとぴりもったいなく思っている。